

小口貨物の通関・関税制度 (シンガポール)

2009年10月

日本貿易振興機構 (ジェトロ)
シンガポール・センター

目次

小口貨物の通関・関税制度（シンガポール）	2
1. 通関手続きおよび関税制度	2
1-1. 簡易通関手続き	2
1-2. 商業用小口貨物	3
1-3. 国際宅配便・国際郵便	3
1-4. 見本品	4
1-5. 贈答品	5
1-6. 職業貨物・引越し貨物	6
1-7. 旅具通関制度	8
2. 個人輸入の数量限度について	9
2-1. 食品	9
2-2. 化粧品	10
2-3. 医薬品	11
2-4. 医療機器	12
3. 小口でも扱えない輸入禁止品目	13
4. 展示会用の小口貨物について	14
4-1. 展示会向けサンプルの一時輸出入手続き	14
4-2. 保税展示品を現地販売する際の手続き	17
5. その他 小口通関に関して日本の輸出者が留意すべき事項	18
5-1. 税関法違反に対する罰金	18
5-2. 旅行者還付制度	19

本報告書の利用についての注意・免責事項

本調査報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）の各海外事務所を通じ委託調査を行い、貿易投資相談センターで取りまとめをしたものですが、本書の記述、所見、結論、および提言は必ずしも日本貿易振興機構（ジェトロ）の見解を反映したものではありません。

海外の制度・規制等は日々変化するため、最新の情報を確認する必要がある場合は、必ずご自身で最新情報をご確認ください。

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

小口貨物の通関・関税制度（シンガポール）

1. 通関手続きおよび関税制度

シンガポールでは、原則として輸入を行うためには、会社を登記した際に会計・企業規制庁（ACRA、旧企業登録局[RCB]）より発行される個別企業登録番号（UEN: Unique Entity Number）をシンガポール税関（Singapore Customs）に登録したうえで、現地貨物運送業者（Freight Forwarders）や申告代理人（Declaring Agents）などシンガポール税関に登録された登録通関士を利用して通関手続きを行う必要がある。登録通関士には税関当局に納める通関手数料とは別に、サービス報酬を支払う必要がある。

1-1. 簡易通関手続き

国際宅配便や国際郵便、旅行者の携行荷物など特定の場合に限り簡易通関が可能であるが、基本的には商業目的でない個人・法人使用を前提としている。

税関法（Customs Act）第 32 条では、課税品目を輸入する者および輸入代理人の税関への登録義務を規定している。また、第 34 条では、以下のごとく特定の場合に限り、税関の輸入許可を取得することなく、簡易通関できると規定している。

- (1) 自由貿易地区（FTZ）を運営する権限を与えられた管理者により船舶から直接 FTZ へ搬入される課税品目（貨物）で、第 39 条により要求される完全で正確な輸入積荷目録（Inward Manifest）が税関担当官に差し出される場合
- (2) 酒類およびタバコ類を除く課税品目で、課税額が所管大臣の命令により規定される額を超えず、シンガポールに到着する者により所持または携行される場合
- (3) 酒類またはタバコ類で、(i)所管大臣が命令により規定する、(ii)所管大臣の指示に準じて税関局長が決定する、種類および数量のものを、シンガポールに到着する者により所持または携行される場合
- (4) 車輛または航空機の発動機に使用される石油で、車輛や航空機の燃料供給タンクで搬送される場合、または所管大臣が命令により規定する数量を上限として車輛の予備タンクで搬送される場合
- (5) 郵便で輸入される課税品目の場合
- (6) 所管大臣の一般または特別指示に準じて税関局長が決定する課税品目の場合
- (7) トランジットの目的で輸入された課税品目で、航空機から空港にある税関の FTZ へ搬入され、その FTZ から同じ空港で他の航空機にトランシップされる貨物、あるいはその FTZ からその FTZ に接岸する船舶にトランシップされる貨物の場合

（出所）

a. シンガポール税関「Registration Procedure for Traders」

<http://www.customs.gov.sg/leftNav/trad/reg/Registration+Procedure.htm>

b. シンガポール税関「Registration Requirements for Freight Forwarders/Declaring Agents」

<http://www.customs.gov.sg/leftNav/info/fre/Registration+Requirements.htm>

c. シンガポール法令オンライン「税関法第 31 条～34 条」

http://statutes.agc.gov.sg/non_version/cgi-bin/cgi_retrieve.pl?actno=REVED-70&doctitle=CUSTO MS%20ACT%0a&date=latest&method=part

1-2. 商業用小口貨物

商業用貨物の輸入に際しては税関の輸入許可を取得する必要がある。しかし、以下に該当する小口貨物に関しては簡易通関の対象となり、税関の輸入許可は不要となる。

- (1) 航空貨物または郵便小包による輸入で、貨物の CIF 価額が S\$400 を超えない商業用小口貨物（非管理品目に限る）の輸入
- (2) 空路、海路、陸路など輸送モードに拘らず、見本品や贈答品の輸入で、CIF 価額が S\$400 を超えない小口貨物（非管理品目に限る）の輸入
- (3) 非課税・非管理品目で GST（物品・サービス税）総額が S\$300 を超えない商業用小口貨物の携行持込

携行商業貨物

非課税・非管理品目の小口貨物を携行で持ち込む場合、小口貨物の GST（物品・サービス税）総額が S\$300 を超えなければ、税関の輸入許可を申告することなく、到着時、税関オフィスにて GST を支払うことで通関することができる。到着時に、輸入者は物品、税関の輸入許可（GST 総額が S\$300 を超える場合）および関係書類（商業送り状、パッキングリスト、保険、製品カタログ等）をチェックポイントの係官に通関手続きのため提出しなければならない。税関の輸入許可または ATA カルネに基づく物品の一次的輸入に関しては、物品、輸入許可またはカルネを「赤色通路」（申告用通路）で入出国管理局（Immigration & Checkpoints Authority: ICA）の係官に提出する必要がある。

（出所）

a. シンガポール税関「Business Travellers」

<http://www.customs.gov.sg/leftNav/trav/Business+Travellers.htm>

b. シンガポール税関「Hand-Carried Commercial Goods for Traders」

<http://www.customs.gov.sg/leftNav/trad/cle/Hand-Carried+Commercial+Goods.htm>

1-3. 国際宅配便・国際郵便

郵便小包、通常郵便や国際宅配便を介して輸入された新品（中古品でないもの）、個人の身の回り品、土産品、贈答品、市販食品及び課税品を含むすべての物品は、シンガポール・ポストセンター（Singapore Post Centre : SPC）にて ICA の係官により通関される。

GST（物品サービス税）納付

物品・サービス税（GST）7%が新品、個人の身の回り品、土産、贈答品、食材及び課税品を含むシンガポールに輸入されるすべての物品に包括的に課税される。GST は物品の CIF 価額に課税額を加えた額に基づいて計算される。物品の請求金額に運賃や保険料が含まれていない場合、物品に支払われた郵便料金が保険料や運賃と見なされ、GST の計算の際に請求書の請求額に加算される。国際郵便や国際宅配便で輸入された物品で CIF 価額が S\$400 を超えないすべての小口貨物（但し、課税品を除く）には、GST 納付免除（GST Relief）が適用される。小口貨物の CIF 価額が S\$400 を超える場合、輸入された物品全体が GST の対象となる。郵便小包がシンガポール・ポスト（SP）により配送される場合、GST の支払いは銀行自動引落（GIRO）、現金、小切手にて行うことができる。GIROにて支払う場合には、荷受人はシンガポール・ポストの GIRO 支払制度に予め登録しておかなければならない。

課税品を含む小口貨物の通関

小口貨物に課税品が含まれている場合、貨物はシンガポール・ポストセンターで ICA により領置される。荷受人にはシンガポール・ポストからの通知書により小口貨物のステータスが通知される。小口

貨物は SPC にて荷受人の立会いの下、ICA の検査を受け、輸入税（関税・物品税）及び GST 納付後に受け取ることができる。

非課税・非管理品目で CIF 価額が S\$400 以下の小口貨物の通関

非課税・非管理品目で CIF 価額が S\$400 以下の小口貨物には GST が免除され、当該貨物はシンガポール・ポストより直接荷受人に配送される。

非課税・非管理品目で CIF 価額が S\$400 を越える小口貨物の通関

非課税・非管理品目で CIF 価額が S\$400 を越える貨物の輸入には GST の支払い義務が生じる。ICA は GST 算出のために、インボイスまたはインターネットで購入した商品は商品金額を記載してある確認書をプリントアウトしたものを必要とする。小口貨物にインボイスが添付されて輸入される場合、シンガポール・ポストは、受取人へ小包を配送し、配達時に GST が徴収される。小包の到着時にインボイスが添付されていない場合、荷受人はシンガポール・ポストから通知があり次第、サプライヤのインボイスまたはインターネットで購入した商品では取引確認の際に商品金額を記載してある確認書を GST 算出のために SPC の ICA にファックスすることができる。荷受人は SPC に電話して自ら小包を回収するか、シンガポール・ポストにサービス費用を払って配送と GST 納付を依頼することができる。

管理品目を含む小口貨物の通関

管理品目の輸入（例：ビデオテープ、レーザーディスク、出版物等）は、関連する管轄機関（Controlling Authority: CA）からの承認が必要となる。管理品目を含む小口貨物で CIF 価額が S\$400 以下の場合、GST の支払い義務はなくとも、輸入承認のために貨物は管轄機関に配送される。荷受人には、CA から直接小包を回収するよう通知書が送られる。管理品目を含む小口貨物で CIF 価額が S\$400 を超える小口貨物は、GST の支払い義務が生じ、ICA は小口貨物の GST 算出のために、インボイスまたはインターネットで購入した商品では取引確認の際に商品金額を記載してある確認書を必要とする。関連する CA からの承認を要する小口貨物は SPC にて ICA により領置される。荷受人には関連する CA より輸入ライセンスを取得するよう通知が出される。SPC にて ICA に対しライセンスの提示と GST の支払いを済ませると小口貨物を受け取ることができる。

（問い合わせ先）

ICA Parcel Post (Duty Officer) Tel: (65) 6845 6679

または

シンガポール税関コールセンター Tel: (65) 6355 2000

（出所）シンガポール税関「Internet Purchases/Postal Parcels for Individuals」

<http://www.customs.gov.sg/leftNav/trad/cle/Internet+PurchasesPostal+Parcels.htm>

1-4. 見本品

CIF 価額が S\$400 を超えない見本品（酒類およびタバコ類を除く）は輸入税および GST を支払うことなく輸入することができる。同見本品が管理品目である場合、税関の輸入未払（GST 納付免除）許可 [Customs In-Non-Payment (GST Relief) permit] が必要となる。輸入の際にインボイス、船貨証券、航空貨物運送状（AWB）など関係書類を税関確認のために提出しなければならない。

（出所）

a. シンガポール税関「Importation of Trade Samples for Traders」

<http://www.customs.gov.sg/leftNav/trad/imp/Importation+of+Trade+Samples.htm>

b. シンガポール法令オンライン「税関法第 30 条」

<http://statutes.agc.gov.sg/>

1-5. 贈答品

贈答品の輸入で、CIF 価額が S\$400 を超えない小口貨物（非管理品目に限る）は、輸入許可申告が不要であり、GST 納付免除となる。贈答品の CIF 価額が S\$400 を超える場合、もしくは管理品目が含まれる場合は、一般商業貨物と同様の輸入申告が必要となる。

贈答品を携行品として個人がシンガポールに持ち込む場合、一定の条件を満たせば、GST 納付免除（GST Relief）および輸入税免税措置（Duty-Free Concessions）が付与される。

GST 納付免除

シンガポール政府が発行したワーク・パーミット（外国人労働許可証）、エンプロイメント・パス（外国人就業ビザ）、ステューデント・パス（学生ビザ）、ディペンデント・パス（扶養家族ビザ）、ロングターム・パス（長期滞在許可証）を所有する者以外の善意の旅行者は、その者の年齢とシンガポール到着前にシンガポールを離れていた時間に応じて、以下の金額を上限とする商品、贈答品、市販食品（酒類およびタバコ類を除く）の持ち込みに関して GST 納付が免除される。

表 1 旅行者の GST 免除額上限

国外滞在時間	18 歳未満	18 歳以上
24 時間未満	納付免除なし	S\$50
24 時間以上、48 時間未満	S\$50	S\$150
48 時間以上	S\$100	S\$300

携行品として持ち込む贈答品の GST 総額が上記の限度額を超えている場合、「赤色通路」（申告用通路）で申告しなければならない。GST 納付免除限度額を超える物品は税関で GST の支払いをすることによって初めて国内に持ち込むことができる。GST 支払額を決定するために、領収書やインボイスを係官に提出しなければならない。

輸入税免税措置

18 歳以上の善意の旅行者で、マレーシア以外の国から到着し、到着前 48 時間以上をシンガポール国外で過ごした者は、以下の酒類に関する輸入税免税措置を受けることができる。

- ・ 蒸留酒（ブランデー、ウイスキー、ジン、ラム酒、ウォッカ等） 1 リットル
- ・ ワイン 1 リットル
- ・ ビール、スタウト、エール、ポーター 1 リットル

酒類およびタバコ類の輸入許可

酒類 10 リットル以上、タバコ類 400 グラム以上を携行品として持ち込む場合、旅行者は税関の許可を申告しなければならない。

（出所）

- シンガポール税関「GST Relief and Duty-Free Concessions for Travellers」
<http://www.customs.gov.sg/leftNav/trav/all/GST+Relief+and+Duty-Free+Concessions.htm>
- シンガポール税関「Allowance, Relief & Concessions for Travellers」
<http://www.customs.gov.sg/leftNav/trav/Allowance+Relief+and+Concessions.htm>

1-6. 職業貨物・引越し貨物

外交官、外国移民、マスコミ関係者、外国企業の駐在員などは、一定の条件を満たせば、引越し貨物及び**職業貨物**を免税で輸入できる。

(1) 職業貨物（専門職用機器）

シンガポールで大使館、高等弁務官事務所、領事館または認定貿易代表団、シンガポール政府により外交領事特権を有する者は、その個人または組織の私的・公的使用のためのすべての物品に対し、輸入税および GST 免除資格がある。但し、当該物品の輸入には輸入未払（GST・輸入税納付免除）許可 [In-Non-Payment (GST Relief and/or Duty Exemption) permit] が必要で、事前に当該組織及び権威のある申立人は税関に届出を行わなければならない。申立人として届け出るために、輸入業者は登録フォームに記載して以下の住所にファックスする必要がある。

（職業貨物輸入届出先）

Head, Procedures & Processing Branch, Singapore Customs
55 Newton Road, #07-02, Revenue House, Singapore 307987
Fax: 6251 3804

（出所）

a. シンガポール税関「Importation by Embassy/Consulate for Traders」

<http://www.customs.gov.sg/leftNav/trad/imp/Importation+by+EmbassyConsulate.htm>

(2) 引越し貨物

酒・タバコ類や個人の生活用品（自動車を除く）は、輸入時に物品・サービス税（GST）の支払いを免除される。酒、タバコ類、自動車の関税および GST は輸入時に徴収される。

物品・サービス税（納付免除）規定 [Goods and Services Tax (Imports Relief) Order] の下で、シンガポールに住居を移転する者は、新品でない家庭用品や個人の生活用品に対する GST 納付免除が以下の条件で付与される（但し、酒類、タバコ類、自動車を除く）。

- 当該申立人が次の要件を満たしていることを税関に申し立てること
 - ・本人がシンガポールに居住地を変更すること
 - ・本人が輸入する引越し貨物の所有者であること
 - ・引越し貨物が3ヵ月以上の期間所有・使用されていること
 - ・引越し貨物が航空または海上貨物として輸入されること
- 引越し貨物が本人の最初のシンガポール到着日から6ヵ月以内に輸入されること
- 本人が引越し貨物の輸入日から3ヵ月以内に貨物を処分しない旨の念書を差し入れること
- 引越し貨物を数回に分けて輸入することは許されない。

なお、シンガポール人またはシンガポールの永住権保有者がシンガポールに戻る場合、新品でない家庭用品や個人の生活用品に対する GST 納付免除を受けるためには、本人が外国で6ヵ月以上居住している必要がある。

必要書類

家庭用品や個人の生活用品が航空会社、船会社または運送業者により到着した旨の通知を受けると、所有者は現地の貨物運送業者に個人用品免除申告 (Personal Effects Exemption Declaration) を提出する必要がある。承認されると、貨物運送業者は、税関の輸入 (GST 納付免除) 申告 [Customs In-Non-Payment (GST Relief) declaration] 準備を所有者に代わって進めることができる。申告はトレードネット・システムを通じて電子的に行われる。貨物運送業者は申告のため通常、船荷証券または航空貨物運送状およびパッキングリストを必要とする。居住地をシンガポールに移転することを証

明するため、所有者は以下の関係書類とともに事実申告 (Declaration of Facts) を提出しなければならない。

- ・ パスポートの明細
- ・ 就労許可証 (Employment Pass) ※
- ・ 入国許可 (Entry Permit)
- ・ 船荷証券または航空貨物運送状

※就労許可を人材開発省 (MOM) に申請中である場合、税関は MOM が受領した就労許可申請のコピーで対応することができる。就労許可が MOM により認可されなかった場合、もしくは現地での雇用が遂行されなかった場合、掛かる GST を税関に支払うことを雇用主が確約する書状を雇用主からの雇用確認書とともに所有者は提出することもできる。

所有者がシンガポールにいない場合、その者の雇用主または親族は、所有者が最終的に GST 納付免除に該当しないとなれば、GST の支払いを確約する書状を税関に差し出すことができる。所有者は事実申告 (Declaration of Fact) を作成し、その後、所有者が到着した時点で確認ができるよう税関に関係書類とともに提出する必要がある。

関係書類の提出

GST 納付免除申請に関わる事実申告を含むすべての関係書類は、シンガポール税関の手続き処理部 (Procedures & Processing Branch、住所：55 Newton Road 7th Storey Revenue House Singapore 307987) に持参するか、ファックス (Fax No.：6250-9606) にて提出することができる。これら書類はトレードネット・システムで輸入申告が行われる前に提出する必要がある。

課税品目

GST 納付免除は酒類、タバコ類や自動車には適用されない。このような品目が個人の生活用品の貨物に含まれる場合、所有者は輸入申告を行う貨物運送業者に通知する必要があり、通知を受けた貨物運送業者は、パッキングリストに当該品目の明細を含めなければならない。蒸留酒 10 リットル、タバコ 400 グラムを超える輸入は、トレードネット・システムを介して税関の許可を取得しなければならない。

禁止品目

後述「3. 小口でも扱えない禁止品目」参照。

自動車の輸入

シンガポールで使用する自動車の輸入は、輸入税 (物品税) 及び GST 納付申請する必要がある。自動車に対する物品税率は税関査定価額の 20% で、オートバイやスクーターに対する税率は税関査定額の 12% である。GST (7%) は CIF 価額に物品税額を加えた合計に対して課せられる。

管理品目 (制限品目)

特定の物品は、輸入許可または管轄機関からの承認を取得しなければならない。輸入許可や承認がない場合は物品が押収され、承認管轄機関に対応が委ねられる。管理品目 (制限品目) についてはシンガポール税関のウェブサイト参照。

(出所)

シンガポール税関ウェブサイト「Transferring of Residence to Singapore」
<http://www.customs.gov.sg/leftNav/trav/Transferring+of+Residence+to+Singapore.htm>

1-7. 旅具通関制度

入国時チェックポイントでは、「レッド・チャネル（申告品あり）」と「グリーン・チャネル（申告品なし）」の二つが設けられている。通路の選択は自己申告制で旅行者に委ねられており、課税対象品目、持ち込み禁止品、持ち込み制限品（管理品目）の有無を申告することとなる。税関法（Customs Act）により、旅行者が税関で虚偽申告をした場合（課税品目、持込禁止品目、持込制限品（管理品目）を所持する旅行者が、申告品なしの通路（グリーン・チャネル）を選択したことが発覚した場合）、処罰（罰金で最高 S\$10,000）を課せられる対象となる可能性がある。税関係官が稀にグリーン・チャネルを進む旅行者から無作為に荷物検査やエックス線検査を求められることがあるので、正直に申告すること。善意の旅行者が滞在中に本人が使用する目的でシンガポールに持ち込む常識的な範囲の身の回り品は、基本的に非課税である。旅具に管理品目が含まれている場合は、所轄官庁の輸入許可または承認が必要となる。代表的な管理品目には以下の品目が含まれるので、持ち込みにあたっては、事前に所轄官庁に問い合わせることが望まれる。

表2 代表的な管理品目と所轄官庁

管理品目	動物・鳥類とその派生品、絶滅の危機に瀕する野生動物とその派生品、肉類、魚介類、野菜・果実類 ※「2-1. 食品」参照
所轄政府機関	Agri-food and Veterinary Authority of Singapore
住所	5 Maxwell Road #02/03-00, Tower Block MND Complex, Singapore 069110
連絡先	Tel: 6222 1211 URL: http://www.ava.gov.sg/

管理品目	武器、爆発物、防弾衣類、おもちゃの銃・ピストル・拳銃、兵器、短剣、槍、刀類
所轄政府機関	Licensing Division, Singapore Police Force
住所	391 New Bridge Road #02-701, Police Cantonment Complex, Singapore 088762
連絡先	Tel: 6835 0000 URL: http://www.spf.gov.sg/

管理品目	フィルム、ビデオ、ビデオゲーム、出版物、音声レコード
所轄政府機関	Media Development Authority
住所	3 Fusionopolis Way #14-22 Symbiosis Singapore 138633
連絡先	Tel: 1800 478 5478 URL: http://www.mda.gov.sg/

管理品目	医薬品、薬物、毒物 ※「2-3. 医薬品」参照
所轄政府機関	Centre for Drug Administration, Health Products Regulation Group (HPRG), Health Sciences Authority
住所	11 Biopolis Way #11-03 Helios Singapore 138667
連絡先	Tel: 6213 0838 URL: http://www.hsa.gov.sg

管理品目	通信機器、無線通信装置、おもちゃの無線電話機
所轄政府機関	The Infocomm Development Authority of Singapore
住所	8 Temasek Boulevard #14-00, Suntec Tower Three Singapore 038988
連絡先	Tel: 6211 1948 URL: http://www.ida.gov.sg

(出所)

- a. シンガポール税関「Customs Clearance Procedure for Travellers」
<http://www.customs.gov.sg/leftNav/trav/Customs+Clearance+Procedure.htm>
- b. シンガポール税関「Controlled Goods」
<http://www.customs.gov.sg/leftNav/trav/dut/Controlled+Goods.htm>
- c. 出入国管理局「Dual-Channel System (Customs Clearance)」
<http://www.ica.gov.sg/page.aspx?pageid=98&secid=94>

2. 個人輸入の数量限度について

2-1. 食品

食品全般は管理品目に指定されており、農食品・家畜庁（Agri-Food and Veterinary Authority of Singapore : AVA）に事業者登録した事業者（加工食品の場合）または AVA よりライセンスを取得した事業者（加工食品以外の場合）のみが輸入することができ、食品を輸入する前に AVA から輸入許可を取得する必要がある。したがって、個人使用目的で少量の食品を個人輸入する場合であってもライセンスを保有する事業者を介してサービス報酬を払って通関してもらう必要がある。

但し、旅行者が個人消費のために特定の食品を携行品として持ち込むことを認めている。AVA の輸入許可なく持ち込める食品のタイプや量は、以下の表の通りである。同表記載の許容量は厳密に個人消費目的のためであり、販売目的であってはならない。また、食品に応じて持ち込める原産国や地域が指定されているので、留意する必要がある。認定された原産国は健康と安全の理由により変更されることがある。旅行者は、AVA による検査を受けていない食品を消費する際のリスクを認識する必要がある。

表3 携行持込が許される肉類

タイプ	認定された原産国・地域	個人の輸入許容量
牛肉	アルゼンチン、オーストラリア、ニュージーランド、ウルグアイ	肉類の総量で一人当たり 5 キロ
羊肉	アルゼンチン、オーストラリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、アイルランド、ニュージーランド、スイス、オランダ、ウルグアイ、英国、米国	同上
豚肉	オーストラリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、日本、ニュージーランド、スウェーデン、スイス、オランダ、英国、米国	同上
鶏肉	アルゼンチン、オーストラリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、チリ、デンマーク、フランス、ハンガリー、アイルランド、ニュージーランド、南アフリカ、スイス、台湾、オランダ、英国	同上

表4 携行持込が許される魚介類

タイプ	認定された原産国・地域	個人の輸入許容量
魚製品（調理された冷凍カニおよび冷凍エビ、生カキ、冷凍カキを除く）	すべての国/地域	一人当たり 5 キロ（魚介類の総量で一人当たり 5 キロを超えないものとする）
生カキ、冷凍カキ	オーストラリア、カナダ、フランス、アイルランド、ニュージーランド、オランダ、英国、米国	一人当たり 5 キロ（魚介類の総量で一人当たり 5 キロを超えないものとする）
調理された冷凍カニ、調理された冷凍エビ	すべての国/地域	一人当たり 2 キロ（魚介類の総量で一人当たり 5 キロを超えないものとする）

表5 携行持込が許される果実・野菜類

タイプ	認定された原産国・地域	個人の輸入許容量
生鮮果実・野菜類	すべての国/地域。但し、アメリカ熱帯地域（バルバドス、ベリーズ、ボリビア、ブラジル、コロンビア、キューバ、コスタリカ、ド	個人消費用に携行された小口で合理的な数量

	<p>ミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、フランス領ギアナ、グレナダ、グアドループ、グアテマラ、ギアナ、ハイチ、ホンジュラス、ジャマイカ、マルティニーク、メキシコ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ペルー、プエルトリコ、セントルシア、セントビンセント、グレナディーン諸島、スリナム、トリニダードトバゴ、ベネズエラ、バージン諸島が含まれる) からの生鮮果実・野菜類には植物検疫証明書が必要となる</p>	
--	---	--

表6 携行持込が許される鶏卵

タイプ	認定された原産国・地域	個人の輸入許容量
鶏卵	オーストラリア、日本、ニュージーランド、スウェーデン、米国	一人当たり 30 個まで

表7 携行持込が許される加工食品

タイプ	認定された原産国・地域	個人の輸入許容量
加工食品（肉類、魚介類、生鮮果物・野菜類を除く全ての食品）	すべての国/地域	総重量/容量で一人当たり 5 キロ/リットル、かつ一人当たり総額 S\$100 以下

旅行者は輸入許可を取得すれば、より多い量の食品を持ち込むことができる。但し、通常の食品の輸入条件と同様に、健康証明書の提出、食品検査などの要求事項を遵守しなければならない。食品輸入の詳細については、AVA の URL を参照のこと。旅行者はシンガポールへ出発する前に個人が持ち込める許容量を確認することが望ましい。疑問がある場合は、入出国管理局（ICA）の係官に食品の申告をすることが望ましい。

（問い合わせ先）

シンガポール農食品・家畜庁 (Agri-Food and Veterinary Authority of Singapore : AVA)

ホットライン : (65) 1800 226 2250 ファックス : (65) 6220 6068

ウェブサイト : www.ava.gov.sg Eメール : ava_email@ava.gov.sg

（出所）

シンガポール農食品・家畜庁「Bringing Food into Singapore」

<http://www.ava.gov.sg/InformationForTravellers/BringFood/>

2-2. 化粧品

シンガポールは 2008 年 1 月に ASEAN 化粧品指令 (ASEAN Cosmetic Directive、ACD) を導入し、化粧品の規制管理のための Health Products ACT [The Health Products (Cosmetic Product ASEAN Cosmetic Directive) Regulations 2007] を制定、2008 年 1 月 1 日をもって、この法律の発効とともに ACD の実施に踏み切った。これにより、これまで医薬品法 (Medicines Act) のもとで管理をしていた旧規則は、新規則に取って代わられた。ACD 導入後はシンガポール国内で販売される全ての化粧品のシンガポール保健庁 (Health Science Authority : HSA) への届出が義務付けられた (一方、ACD 導入前は必要とされた輸入ライセンスは廃止された)。これにより、化粧品は税関の管理品目の対象から外れたので、非管理品目の通常輸入規定が適用され、個人使用目的の小口輸入は常識的な範囲内で認められることとなった。

ACD 詳細およびシンガポール保健庁 (HSA) の化粧品規制のガイドライン (Guidelines on the Control of Cosmetic Products) は HSA のホームページから入手できる。商業目的の輸出に際しては、輸出者側も ACD、HAS ガイドラインの規定をよく理解し、これらを遵守した輸出をする必要がある。シンガポールでの輸入化粧品に対する関税率は 0% なので関税はかからないが、日本の消費税に相当する物品・サービス税 (GST : CIF 価格の 7%) が、輸入通関時に課税される。

(問い合わせ先)

シンガポール保健庁(HSA: Health Science Authority)
Cosmetics Control Unit, Complementary Health Products Division
Health Products Regulation Group, Health Sciences Authority
11 Biopolis Way #11-03 Helios Singapore 138667
Tel : (65) 6866-3474 Fax : (65) 6478-9754
Email : HAS_Cosmetics_Control@hsa.gov.sg

(出所)

シンガポール保健庁「Cosmetic Products」
http://www.hsa.gov.sg/publish/hsaportal/en/health_products_regulation/cosmetic_products.html

2-3. 医薬品

医薬品の輸入は、所轄官庁である保健庁 (Health Sciences Authority: HSA) より正式な認可を取得したライセンス保有者のみを介して行われなければならない。しかし、個々の医療条件に関して特定の医薬品を必要とする観光客個人に対しては、次の要件を満たすことを条件として、柔軟な対応がなされている。

- 医薬品の量は3カ月分の服用量を超えてはならない。
- “処方のみ”の医薬品、特に睡眠薬 (Sleeping Pills)、抗鬱薬 (Depressants)、覚醒薬 (Stimulants) などは、観光客の医療ニーズに対応していることを確認する医師からの処方箋を所持していなければならない。
- 医薬品成分には国際法で規制されている麻酔薬 (Narcotic Drug) や向精神性薬物 (Psychotropic Substances) が含まれていない必要がある。

麻酔薬や向精神性薬物は一般的に輸入が禁止されている。個人用の医薬品を必要とする観光客は、ケースバイケースで特別な承認が与えられる場合がある。承認を得るためには、以下の詳細を保健庁の製造・品質監査部 (MQA) に提出する必要がある:

- 医薬品の名称、濃度、数量および投与量
- 当該医薬品の必要性を記述した医師の証明書またはステートメント
- シンガポールでの滞在予定期間

医師のステートメントとともに使用承認書をシンガポールへの入国時に税関に提出する必要がある。医薬品に保健庁が規制している制限薬物が含まれている場合は、シンガポールへ旅行する前に、シンガポール保健庁の薬物管理センター (Centre for Drug Administration: CDA) の許可を以下の宛先に申請する必要がある。制限薬物のリストおよび許可申請フォームは、保健庁のウェブサイトより入手することができる。

(制限薬物の許可申請先)

Division of Manufacturing and Quality Audit
Centre For Drug Administration, Health Sciences Authority
11 Biopolis Way #11-03 Helios, Singapore 138667
Email: has_info@hsa.gov.sg Fax: (65) 6478 9068 Tel: (65) 6866 3522

申請にあたっては、次の情報を申請書とともに提出する必要がある。

- a) 薬物の名称 (ブランド名および製品に含まれている有効成分の名称) と服用量
- b) シンガポールに持ち込まれる各薬物の総量
- c) 薬物を処方されている健康状態を証明する医師の書状
- d) フライトの詳細とシンガポールでの予定滞在日数
- e) パスポートの明細と連絡先 (住所、ファックス番号、電子メール)

もし医薬品に制限薬物が含まれていない場合は、CDAの事前承認を求めることなく3カ月の服用量を超えない数量を持ち込むことができる。但し、医薬品が旅行者本人の使用目的であることの証拠として、医者や医師の書状または処方箋など関連書類を携帯していることが望まれる。

(出所)

- a. シンガポール保健庁「Guidance for Travellers Bringing Personal Medications into Singapore」
http://www.hsa.gov.sg/publish/hsaportal/en/health_products_regulation/bringing_personal_medication.html
- b. シンガポール保健庁「Appendix A: Controlled Substances subject to Import / Export Controls」
http://www.hsa.gov.sg/publish/hsaportal/en/health_products_regulation/bringing_personal_medication/controlled_substances.html

2-4. 医療機器

健康関連製品法 (Health Products Act 2007) が 2007 年 11 月 1 日に施行され、体外臨床検査機器を含む医療機器の輸入、製品登録、取扱業者へのライセンス付与などが 3 フェーズに分かれて段階的に導入されている。まずフェーズ 1 として 2007 年 11 月 1 日より輸入や販売、欠陥や苦情に関する記録等が義務化され、フェーズ 2 として 2008 年 11 月 1 日より医療機器の製品登録、輸入業者や製造業者、卸売業者の取扱ライセンス取得が義務付けられるようになった。第三段階のフェーズ 3 として 2010 年 5 月 1 日以降、未登録のクラス B、C、D に属する医療機器の販売供給が禁止され、ライセンスを取得していない事業者の取り扱いも禁止される。

従って、医療機器は全般に管理品目となり、所轄官庁である保健庁 (Health Sciences Authority: HSA) より正式な認可を取得したライセンス保有者のみを介して行われなければならない。個人使用目的の個人輸入については、特に規定されておらず、輸入するにあたっては事前に保健庁に問い合わせることが望ましい。

(出所)

- シンガポール保健庁「Medical Devices」
http://www.hsa.gov.sg/publish/hsaportal/en/health_products_regulation/medical_devices.html

3. 小口でも扱えない輸入禁止品目

簡易通関、通常の輸入通関に拘らず、シンガポールへの輸入が禁止される品目は以下のとおりで、それぞれの所轄省庁の下で輸入禁止品目と定められている。

- ・ チューインガム（医療用を除く）
- ・ 噛みタバコ、タバコ類似品
- ・ 銃や拳銃の形状をした煙草用ライター
- ・ 規制薬物、向精神薬
- ・ 絶滅危惧種の国際取引を規制する国際条約（CITES：通称ワシントン条約）の対象となっている野生動物とその製品
- ・ 爆竹
- ・ 猥褻な物品、出版物、ビデオ・テープ、ビデオ・ディスク、ソフトウェア
- ・ 知的財産権を侵害する複製された出版物、ビデオ・テープ、ビデオ CD、レーザーディスク、レコードやカセット
- ・ シンガポールの治安を脅かす扇動的・反逆的物品

納税すれば持ち込み可能な酒類とタバコ類には、以下の例外がある。通常、シンガポール国外での消費を前提に製造販売された商品は、シンガポールに持ち込むことが許されない持込禁止品となっている。具体的には、これら商品はフェリー・ターミナル等の免税店で国外に渡航する旅行者を対象に販売されているので、シンガポールに持ち帰る際は留意（納税）を要する。

- ・ ラベル、カートン、パッケージに「Singapore Duty Not Paid」と書かれた酒類とタバコ類
- ・ パッケージに”E”の文字が印刷してあるタバコ類

シンガポール出入国カードにも赤字で警告が印刷されているように、薬物濫用法（Misuse of Drugs Act）により麻薬を持ち込んだ場合、最高刑は死刑と定められている。外国人にも適用され、外国人だからといって特赦による例外扱いは認められない。

（出所）

a. シンガポール税関「Dutiable, Controlled & Prohibited Goods」

<http://www.customs.gov.sg/leftNav/trav/Dutiable+Controlled+and+Prohibited+Goods.htm>

b. シンガポール観光局「Immigration and Customs」

http://www.newasia-singapore.com/travel_information/driving_into_singapore/immigration_and_customs_20070609377.html

4. 展示会用の小口貨物について

修理や展示会出展等のために一時的に国内に輸入される課税対象品目（酒類、タバコは除く）および非課税品目は3ヵ月以内に再輸出されることを条件として、関税、物品税、GSTの支払いが免除される。但し、申告者は「一時輸入制度」(Temporary Import Scheme)の下、課税額に対し一定額の銀行保証を添えて、輸入未払（一時貨物）許可 [In-Non-Payment (Temporary Consignment) Permit] を税関に申請する必要がある。なお、3ヵ月以内に再輸出されなかった場合には、通常の輸入と見なされ、その時点で税金の支払い義務が発生する。展示会用にカタログ、パンフレット、ギフトを輸入する場合、合計金額が400Sドル以下であれば、輸入税およびGSTの支払いは免除される。

4-1. 展示会向けサンプルの一時輸出入手続き

展示会での展示や使用の目的でGSTを支払うことなく、一時的に輸入（酒類・タバコ類を除く）するには、ATAカルネまたは一時輸入制度のいずれかを利用することができる。但し、これら制度の下でも「管理品目」の場合は、シンガポールの管轄官庁から事前承認を取得する必要がある。適切な管轄機関からの承認なしに輸入されたことが判明した管理品目は、税関により押収されるか差し止められ、管轄機関にその対応が委ねられる。

展示会主催者、出展者、貨物運送業者および申告代理人は、税関法第90条および第91条に基づき展示会に関する情報と必要書類を提出するよう税関当局より求められ、これを怠った場合は、本法に基づく違反となる。

※2009年4月1日以降、ワインの貿易促進とワイン業界振興のため、シンガポール観光局（Singapore Tourism Board: STB）が管轄する会議・社員旅行・集会・展示会奨励制度（Meetings, Incentives, Conventions & Exhibitions Incentive Scheme）の下、認定されたワイン関連展示会および集会で使用されるワインには輸入税免除措置およびGST納付免除が与えられるようになった。

許可申請のための現地貨物運送業者の利用

一時輸入制度に基づいて輸入される貨物は、適切な税関許可を取得する必要がある。同様に、輸入税（関税および物品税）およびGSTの支払いや貨物の再輸出の際には適切な税関許可を取得する必要がある。税関の許可を申請するため、税関に登録された現地貨物運送業者を利用する。手続きの流れは次のとおり。

表8 一時輸入制度に基づく展示会用貨物の処理手続きフロー





税関許可の処理リスト

展示会主催者または貨物運送業者は、税関の許可コンプライアンス部 (Permits Compliance Branch) 一時輸入課 (Temporary Import Unit) に、すべての輸入商品、再輸出商品、販売された商品、関連する税関の許可に基づき支払われた GST、再輸出のために保管された商品の包括リストを提出する。

展示会用貨物は展示会の 3 週間前に輸入することができ、展示会終了後 3 週間以内に再輸出すること。これらの期間の延長は、その理由とともに書面で許可コンプライアンス部 (Permits Compliance Branch) 部長宛に申請しなければならない。当該延長申請はケースバイケースで考慮され、説得力のある理由があれば承認される。

ATA カルネ

外国の出展者は、ATA カルネを利用して、シンガポールへ展示会用貨物を輸入することができる。ATA カルネを利用して貨物が輸入される場合、輸入未払 (一時貨物) 許可 [In-Non-Payment (Temporary Consignment) permits] は不要となる。出展者がシンガポールに到着すると、チェックポイントにて貨物とともにカルネを税関の検証と承認のために差し出さなければならない。

カルネに基づいて輸入された物品が販売される場合、CIF 価額もしくは販売価格のいずれか高い額をもとに算出される GST を支払わなければならない。GST は、シンガポール税関に登録されている現地貨物運送業者を介して入手できる輸入支払許可 (In-Payment permit) をもとに支払うことができる。カルネによりカバーされた商品がシンガポールから持ち出されるとき、外国の出展者はカルネと物品を出国時点で税関の検証と承認のために差し出す必要がある。行方不明となった物品に対する GST は、カルネ所有者から徴収される。

銀行保証 (BG) および保証保険

一時輸入制度の下で輸入される場合は、銀行保証または保証保険が要求される。銀行保証または保証保険の担保額が十分でない場合、あるいは銀行保証または保証保険が差し出されない場合、税関の輸入未払 (一時貨物) 許可 [Customs In-Non-Payment (Temporary Consignment) permit] は TradeNet システムにより自動的に却下される。

課税対象の車輛が修理、または展示会出展その他の承認された目的で一時的に輸入される場合、要求される銀行保証または保証保険の担保額は、輸入者が GST 登録している場合の車輛に課せられる輸入税額および GST 額の 30% である。輸入者が GST 登録をしていない場合、要求される銀行保証または保証保険の担保額は車輛に課せられる輸入税額および GST 額の 50% である。

宝飾品、宝石、ハンドバッグ、衣類、骨董品、時計など特定の商品の場合は、GST 登録した輸入者から要求される銀行保証または保証保険の担保額は同商品で支払うべき GST 総額の 50% になる。GST 登録のない輸入者については、これら商品で支払うべき GST 総額の 100% 相当の銀行保証または保証保険を差し入れなければならない。

非課税品目の一時的輸入については、必要な銀行保証または保証保険の担保額は次のとおり。

- 課税対象となる法人向け販売・オークションを伴う展示会では GST 総額の 30%
- 非課税法人向け販売・オークションを伴う展示会では GST 総額の 50%
- 課税対象となる法人向け修理およびその他の承認された目的では GST 総額の 30%
- 非課税法人向け修理およびその他の承認された目的では GST 総額の 50%

必要な銀行保証または保証保険は、TradeNet システムを通じて税関の輸入未払 (一時貨物) 許可 [Customs In-Non-Payment (Temporary Consignment) permit] を申告する前に税関に差し入れなければならない。

銀行保証または保証保険は、展示会主催者、出展者または現地貨物運送業者により所定の書式で差し入れられなければならない。展示会終了後、少なくとも 3 ヶ月は効力のあるものでなければならない。

税関の輸入未払（一時貨物）許可 [Customs In-Non-Payment (Temporary Consignment) permit] の申告者（および輸入品に対して銀行保証または保証保険を差し入れる者）は、一時輸入に対し許容された期間内に貨物を再輸出することを含め、当該許可に課せられた条件を満たす責任を持つ。

申告者は、税関の輸入未払（一時貨物）許可 [Customs In-Non-Payment (Temporary Consignment) permit] に申告した品目の現地での販売、譲渡、処分された品目に対し、または同許可に含まれていない品目に対し、輸入税および GST を支払う義務がある。当該品目の輸入税や GST が支払われていない場合、申告者または他の当事者により差し入れられた銀行保証または保証保険から回収される。銀行保証または保証保険は、同許可申告に関連して税関に対する未払残高がなくなれば解除されることとなる。

政府機関または法定機関に適用される引受念書

上記銀行保証または保証保険は、展示会全体のために輸入される貨物が再輸出され、現地での商品の販売、譲渡、処分が一切なければ、差し入れが免除されうる。引受念書は、貨物の輸入前少なくとも 1 ヶ月前に所定の書式により関連する政府機関または法定機関により差し入れられなければならない。

税関の一時輸入課（Temporary Import Unit）に引受念書を提出する前に、関連政府機関または法定機関は、展示会の名称、開催場所、開催期間、輸入貨物の価額、指名された貨物運送業者等を通知する必要がある。引受念書は税関の承認が必要となる。

許可の処理リスト

展示会終了後、銀行保証を早期に解除するため、税関の輸入未払（一時貨物）許可 [Customs In-Non-Payment (Temporary Consignment) permit] の申告者は、税関の一時輸入課（Temporary Import Unit）に提示された処理リストを提出しなければならない。再輸出のために保管された貨物は、保管場所で税関係官が検査することが条件となる。貨物のいずれかが行方不明となった場合、税関の輸入未払（一時貨物）許可 [Customs In-Non-Payment (Temporary Consignment) permit] の申告者により差し入れられた銀行保証から支払うべき GST が徴収される。

カタログ、パンフレット、贈答品

展示会のために輸入されるカタログ、パンフレット、贈答品および販促品は全て現地での使用を目的としているため GST は支払わなければならない。但し、当該販促品が郵便または航空貨物で輸入され、総額が S\$400 を超えない場合、GST 納付免除規定が適用される。

貨物の封印と開封

税関係官は、入国時に貨物をリリースする前に、小包またはコンテナを封印することができる。封印された当該小包またはコンテナは税関係官の監視下で開封される必要がある。展示会主催者、現地の貨物運送業者、申告代理人、出展者は、開封の監視を税関の許可コンプライアンス部（Permits Compliance Branch）に 24 時間前に電子願で申請しなければならない。当該監視にはサービス費用が徴収される。

一時輸入制度に基づく貨物の再輸出

税関の許可コンプライアンス部（Permits Compliance Branch）一時輸入課（Temporary Import Unit）の係官は、展示会終了後再輸出される貨物を含む小包やコンテナに税関の封印を押すことができる。封印された小包やコンテナは出国時の通関で密封された状態で税関に差し出される必要がある。展示会主催者、現地貨物運送業者、申告代理人または出展者は、展示会終了の少なくとも 1 日前に電子願により許可コンプライアンス部に梱包・荷詰めの際の税関係官による監視を申請する。当該サービスには手数料が徴収される。

税関封印の無許可破損

小包やコンテナに押された税関の封印を破損・改竄することは違法行為である。税関の許可申告者や封印された小包・コンテナを保管する者は、税関の封印を保護するための安全措置を取る必要がある。

未申告輸入貨物の展示

展示会用に輸入される全ての物品は入国時に税関に申告され、当該物品は適切な税関の必要書類を伴わなければならないことを事前に外国の出展者に知らせることは、展示会主催者の責任である。これら書類は展示会場で税関検査の対象となるため出展者により保持されなければならない。出展者が入国時に輸入された展示品の申告を怠った場合は税関法違反となる。

展示会出展品の携行持ち込みについて

(1) 入国通関

出展品をシンガポールに携行する場合、出展者のシンガポールにおける申告代理人は税関の輸入未払（一時貨物）許可のコピーを出展者にファックスし、入国時に商品とともにその書類を税関の検証と承認のために提出する必要がある。出展者はシンガポール到着前に物品の税関輸入未払（一時貨物）許可を取得しておくことが望まれるが、もし間に合わない場合、申告代理人が税関輸入未払（一時貨物）許可を出展者のシンガポール到着前に税関部長（Officer Commanding: OC）にファックスする必要がある。その場合、出展者の氏名、到着日時、フライト番号を明記する必要がある。

(2) 出国通関

展示品を携行でシンガポール国外に持ち出す際、展示会終了時に出展者の現地申告代理人は税関の輸出（一時貨物）許可 [Customs OUT (Temporary Consignment) permit] を出展者に提出し、出展者または現地申告代理人は、出国時に商品とともに輸出許可を税関の検証と承認のために提出する必要がある。輸出書類を入出国管理局が承認すると輸出証明となる。

出国時に出入国管理局承認のため許可を提出する義務は、輸入未払許可の申告者または関連貨物に銀行保証を差し入れた当事者に帰する。外国の出展者がチャンギ空港から航空便で貨物を搬出する場合、出展者または現地申告代理人は空港の出発ホールにある GST 還付カウンター（2つのうち1つ）に税関の検証と承認のために商品と許可を少なくとも出発時刻の1時間前に提出する必要がある。

ちなみに航空会社のチェックインカウンター前のチェックポイントはチェックインする荷物を検査するためであり、携行手荷物を検査するためのチェックポイントは出国カウンター後の出発ホールに位置するから、現地申告代理人は空港警察のパスでもない限り、手荷物検査後の GST 還付カウンターには立ち入ることができない。

4-2. 保税展示品を現地販売する際の手続き

一時輸入制度 (Temporary Import Scheme) の下、輸入未払（一時貨物）許可 [In-Non-Payment (Temporary Consignment) Permit] に記載された品目を現地で販売、譲渡、処分する場合、あるいは輸出（一時貨物）許可 [Customs OUT (Temporary Consignment) permit] に基づいて再輸出されない物品がある場合には、輸入税（関税・物品税）および GST を支払わなければならない。税関に輸入税および GST を支払う責任は、許可の申告者、もしくは輸入品のために銀行保証を差し入れた当事者にある。

輸入税および GST は展示会終了後 14 日以内に税関に支払う必要がある。支払期日を過ぎても輸入税および GST が支払われない場合は、これら当事者により差し入れられた銀行保証から回収される。このため、展示会主催者は、全ての外国の出展者がシンガポールから出国する前に現地申告代理人に輸入税および GST を確実に支払うよう確認する必要がある。

GST は申告された価額または販売価格のいずれか高い額をもとに算出される。課税品目が販売される場合、GST 算出にあたって関税および物品税額が含まれている必要がある。税関の係官は、展示された物品と輸入や展示会場での販売に関連する書類の検査をしばしば実施するので、申告漏れがないように留意する必要がある。

(出所)

- a. シンガポール税関「Temporary Importation for Exhibitions, Auctions & Fairs」

<http://www.customs.gov.sg/leftNav/trad/imp/Temporary+Importation+for+Exhibitions+Auctions+and+Fairs.htm>

b. シンガポール税関「Duty Exemption and GST Relief for Approved Wine Events」

<http://www.customs.gov.sg/leftNav/trad/imp/Duty+Exemption+and+GST+Relief+for+Approved+Wine+Events.htm>

c. シンガポール税関「Temporary Removal of Goods for Auctions and Exhibitions」

<http://www.customs.gov.sg/leftNav/trad/imp/Temporary+Removal+of+Goods+for+Auctions+and+Exhibitions.htm>

d. シンガポール法令オンライン「税関法第 90 条～第 91 条」

<http://statutes.agc.gov.sg/>

5. その他 小口通関に関して日本の輸出者が留意すべき事項

5-1. 税関法違反に対する罰金

シンガポールでは特にタバコ類に関する違法輸入に対する処罰が厳しく、また違反回数が増えると懲罰が重くなっていくので要注意である。

表9 税関法違反のタイプと罰金

違反のタイプ	罰金
タバコ類の未申告または誤申告	初回違反：1 箱（20 本入り）当り S\$200 または 1 本当り S\$10 2 回目違反：1 箱（20 本入り）当り S\$500 または 1 本当り S\$25 3 回目違反：1 箱（20 本入り）当り S\$1,000 または 1 本当り S\$50
タバコ類以外の課税品目の未申告または誤申告	初回違反：課税額の 10 倍（最少額 S\$50） 2 回目違反：課税額の 15 倍（同上） 3 回目違反：課税額の 20 倍（同上）
非課税品目の未申告または誤申告	GST 額の 10 倍（最少額 S\$50）
シンガポールで登録された車輛で出国する際に燃料タンクが 4 分の 3 に満たないことが判明した場合	初回違反：S\$100 2 回目違反：S\$300 3 回目違反：S\$500 運転者は車輛で出国する場合、燃料をフルタンクの 4 分の 3 まで満たすために戻らなければならない。車輛の燃料計に手加えられている場合、違反者は法廷で裁かれる。
違法タバコ類の所持・購入・喫煙	初回違反：1 箱（20 本入り）当り S\$500 または 1 本当り S\$25 2 回目違反：1 箱（20 本入り）当り S\$1,000 または 1 本当り S\$50 3 回目違反：1 箱（20 本入り）当り S\$2,000 または 1 本当り S\$100
タバコ類以外の違法品目の所持・購入	初回違反：課税額の 10 倍（最少額 S\$50） 2 回目違反：課税額の 15 倍（同上） 3 回目違反：課税額の 20 倍（同上）

（注 1）罰金額には未納 GST に対する違反も考慮されている。

（注 2）関連する違反に対して課せられる実際の罰金額は状況に応じて異なる場合があり、詳細は税関係官により発行される書面に明記される。罰金の支払いが遅延する場合、違反者は法廷で裁かれることとなる。

（注 3）罰金額が S\$5,000 を超える重大なケースでは、違反者は罰金額が提示されることなく法廷で裁かれることもある。

（出所）

シンガポール税関「Customs Offences」

<http://www.customs.gov.sg/leftNav/trav/Customs+Offences.htm>

5-2. 旅行者還付制度

シンガポール旅行者は、以下の要件を満たすことを前提として、旅行者還付制度に加盟している小売店から購入した物品の GST 還付を受ける資格がある。この還付制度はチャンギ国際空港およびセレタ空港を経由して持ち出される物品についてのみ適用される。

(1) 資格要件

対象となる旅行者は物品の購入時点で 16 歳以上であること、また、以下の事項に該当すること。

- ・ 物品の購入前 24 ヶ月以内にシンガポールで 365 日以上滞在していた者
- ・ 物品の購入前 6 ヶ月間にシンガポールで雇用されていた者
- ・ シンガポール国民または永住権保持者
- ・ シンガポールから出発する航空機の客室乗務員または搭乗員

学生ビザ保有者の場合は、上記要件に加えて、シンガポールを出発し、少なくとも 12 ヶ月間国外で暮らすことを意図する者のみ資格を有する。また、還付制度は学生ビザの満了前 4 ヶ月間に購入された物品のみ対象となる。物品は購入日から 2 ヶ月以内に持ち出されなければならない。

(2) その他の条件

- ・ 1 日に 1 つの還付制度加盟店で最低 S\$100 を消費しなければならない。この S\$100 の基準額を満たすため同じ店舗で同日に領収書を 3 つまで合算することができる。
- ・ 物品は購入日から 2 ヶ月以内にチャンギ国際空港またはセレタ空港経由でシンガポール国外に持ち出されなければならない。
- ・ 還付制度加盟店により発行・記入された還付フォームを所持していなければならない。
- ・ 還付フォームは物品と領収書とともに税関の確認と承認のため還付請求者本人より提出されなければならない。
- ・ 還付請求者はパスポートと搭乗券または確認されたエアチケットをシンガポール税関に提示しなければならない。
- ・ 嵩張る物品またはチェックインされる物品は、物品をチェックインする前にシンガポール税関の GST 還付カウンターで還付請求を済ませる必要がある。
- ・ 手荷物で持ち出される小さな物品は、出国通関後の出発ラウンジにあるシンガポール税関の GST 還付カウンターで手続きを行うことができる。
- ・ 還付フォームがシンガポール税関に承認された時間より 12 時間以内に物品とともに航空便で出発しなければならない。

(3) 注意事項

- ・ シンガポール税関は、空港にいる還付請求者のファックスで送られた還付フォームの要求に応じることはできない。
- ・ シンガポール税関は還付請求者が物品を検査のために提示できなければ還付フォームを承認することはできない。
- ・ 還付請求者がセレタ空港より出発する場合は、入出国管理局（ICA）の輸入税オフィスで承認を受ける必要がある。
- ・ 還付フォームでシンガポール税関への虚偽の申告は重大な違反となる。
- ・ 還付フォームがシンガポール税関で承認された後、出発ホールで物品を取り出し、他の者に物品を手渡すことは重大な違反となる。
- ・ この還付制度に基づいて犯された過失は処罰の対象となり、禁固刑を言い渡されることもある。

(出所) シンガポール税関「Tourist Refund Scheme」

<http://www.customs.gov.sg/leftNav/trav/Tourist+Refund+Scheme.htm>